市民の皆さんのまちづくりの実感

市民まちづくりアンケート結果

本年４月から５月にかけて実施した「市民まちづくりアンケート」の集計結果をお知らせします。

問い合わせ　企画課（市庁舎５階、☎65・４１０５）

市では、市民の皆さんが帯広市の住みごこちやまちづくりにどのような実感を持っているかを調査するため、「市民まちづくりアンケート」を毎年実施しています。

今年度は、無作為に抽出した18歳以上の市民３０００人のうち、１５６７人から回答がありました。

住みやすいと８割以上が回答

帯広市は「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した人の合計は、81・0％となりました。（図１）

過去10年で見ても、継続して８割を超えており、多くの市民の皆さんが住みやすさを実感している結果となっています。

図１　住みごこちについて

※カッコ内は前回調査の数値

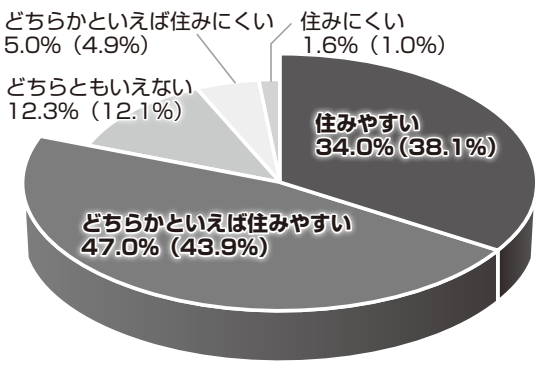

図２　定住意識について

※カッコ内は前回調査の数値

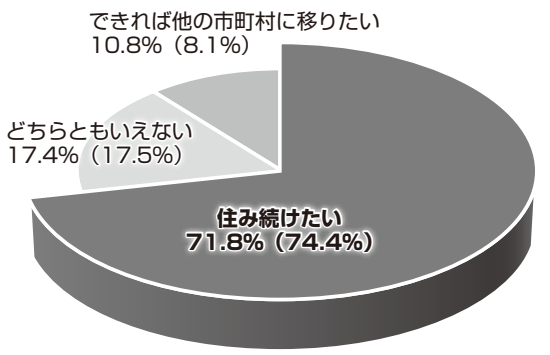

一方、「住みにくい」または「どちらかといえば住みにくい」と回答した理由としては、交通の不便さが最も多く、次いで商業施設の充実度の低さ、出産・子育て環境の充実度の低さなどが挙げられています。

気候や自然環境が定住意識にも影響

帯広市に「住み続けたい」と回答した人の割合は71・8％となり、前回調査から２・６ポイント減少しました。（図２）

住み続けたい理由として、気候の良さや恵まれた自然環境が多く挙げられています。（表１）

一方で、帯広市から移りたい理由として、まちの魅力や都市的な便利さの不足を挙げる人の割合が高くなっています。（表２）

今後のまちづくりの参考とします

アンケートでは、生涯学習や文化芸術活動、地域社会活動などの調査を行っているほか、自由記載欄においては、道路環境やまちのにぎわい、子育て、教育に関することなど、幅広い分野において、まちづくりに関するご意見などをいただきました。こうした市民の皆さんの声は、今後のまちづくりの参考としてまいります。

なお、アンケート結果については、企画課や各コミセン、川西・大正支所で閲覧可能なほか、市ホームページにも掲載しています。

表１　住み続けたい理由（複数回答）

	主な理由（上位三つ）	回答割合
1	気候が好きだから	40.2%
2	自然に恵まれているから	35.3%
3	親戚や知人が多いから	22.3%

表２　移りたい理由（複数回答）

	主な理由（上位三つ）	回答割合
1	まちに魅力が少ないから	29.2%
2	都市的な便利さが不足しているから	24.8%
3	公共サービスの質が低いから	19.3%

市ホームページには過去のアンケート結果も併せて掲載しています。

市ホームページ
ID.1003263

住宅の敷地は税金が軽減されます

土地の固定資産税・都市計画税

土地や家屋の利用状況に変更があったときは連絡してください。

問い合わせ　資産税課（市庁舎２階、☎65・４１２２）

住宅用地に対する課税標準の特例

固定資産税・都市計画税は、評価額を基に算出した課税標準額に、税率（表１）を乗じて算定し、賦課期日（１月１日）時点で所有する家屋や土地に課税されます。

賦課期日に住宅やアパートなど（以下、「住宅」）が建っている敷地は、土地にかかる税額が軽減されます。

住宅用地とは

住宅と、その住宅に付属する庭や自家用駐車場を、段差や仕切りなどがなく、一体として利用している敷地は、庭や駐車場も含めて住宅用地と認定されます。（図）

住宅用地は面積に応じて、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます（表１・２）。ただし、住宅用地の面積の上限は、住宅の床面積の10倍までです。また、店舗や事務所との併用住宅は、居住部分の割合（全体の床面積の４分の１以上あることが条件）により、特例措置の適用面積が変わります。

特例措置の適否については、毎年５月に送付される納税通知書７頁の用地認定欄を確認してください。「住宅用地」「一部非住用」と記載がある場合は適用されており、「非住宅用地」と記載されている場合は適用されていません。

図
（例）敷地面積300平方メートルの１戸建住宅の場合

200平方メートル分は小規模住宅用地となり、
残り100平方メートル分は一般住宅用地となります。

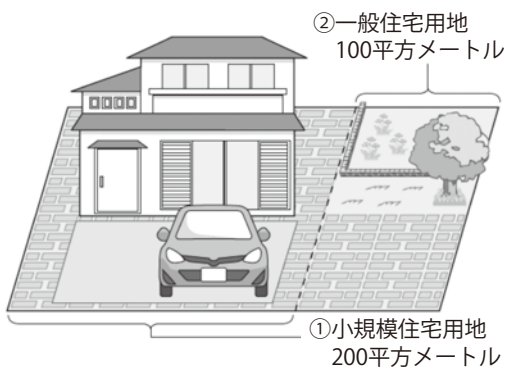

表１　住宅用地に対する課税標準の特例と税率

	住宅用地の区分		固定資産税	都市計画税
①	小規模住宅用地（住宅１戸当たり200平方メートルまで）	課税標準額	評価額の６分の１	評価額の３分の１
②	一般住宅用地（住宅１戸当たり200平方メートルを超える部分）	課税標準額	評価額の３分の１	評価額の３分の２
		税率	**1.4%**	**0.3%**

表２　住宅用地の特例が適用された税額の計算例（評価額を360万円と仮定した場合）

	住宅用地の区分		固定資産税	都市計画税
①	小規模住宅用地分 200平方メートル＝240万円	課税標準額	240万円×1/6＝40万円…**A**	240万円×1/3＝80万円…**B**
②	一般住宅用地分 100平方メートル＝120万円	課税標準額	120万円×1/3＝40万円…**C**	120万円×2/3＝80万円…**D**
	合計 360万円	税額	**(A＋C)×1.4%＝１万1200円**	**(B＋D)×0.3%＝4800円**

住宅用地に認定されない事例

住宅に隣接している土地であっても、塀やフェンスなどで仕切られ、住宅と直接行き来できない場合は住宅用地と認定されません。

この他、住宅と一体として利用している敷地内に事業用と認められる敷地が存在する場合や、住宅を店舗や事務所へ変更した場合などは、住宅用地に該当しないことがあります。

なお、住宅を建築中または、建築予定の土地は認定されませんが、既存住宅に代わる住宅を建築中など、一定の条件を満たす土地については認定される場合があります。

土地や家屋の使い方が変わった場合は連絡を！

隣接する土地を購入した、建物を解体した、店舗を閉じて住宅として利用しているなど、土地や家屋の利用状況が変わった場合は、資産税課へ連絡してください。

また、現地調査などで住宅以外に使われていると思われる家屋を把握した場合、所有者に利用状況を確認することがありますので調査へご協力ください。

盲導犬育成募金活動　店頭での盲導犬募金活動やユーザーと盲導犬の歩行デモンストレーション、視覚障がいに関する相談、補助具の展示などを行います。
日９月11日(日)、10時～13時　**場**イトーヨーカドー帯広店（稲田町南８線）　**問**ガイドヘルプボランティアくるみの会・久保（☎090・1644・9366）